

## 湖南省立地適正化計画 意見対応表（案）

意見元	意見	対応方針
近畿地方 整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心拠点、地域拠点の表記がわかりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域の分類としては「中心拠点」、「地域拠点」で問題ないため（手引きに準じる）、分類としてはこの2つにし、名称を〇〇地区とする。</li> <li>→中心拠点：石部駅周辺地区、甲西駅周辺地区、三雲駅周辺地区</li> <li>地域拠点：菩提寺地区、岩根地区、水戸地区、下田地区</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトシティ化を目指すまちづくりのキャッチコピーはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画、マスタープランの将来像を受けて、立地適正化計画でのまちづくり方針を修正する。</li> <li>⇒「コンパクト+ネットワークで“誰もが安心して元気に住み続けられるまちを目指して”」</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題や目的が弱い。目指す姿が分かりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり方針やキャッチコピーに記載。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業を行う場合は、都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方を記載する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象となる事業があれば活用するという表記としており、現時点で病院や大規模店舗の立地等、想定しているものはない。</li> <li>・最終章に「都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方」の項目を起こし、「湖南省公共施設等総合管理計画」から抜粋して記載する。</li> </ul>

意見元	意見	対応方針
庁内検討 委員会	・市街化調整区域への配慮に関する記載。	・計画書に既存制度(都市計画法第34条11号、12号)を活用してコミュニティを維持する旨を追加する。
	・キャッチコピーのキーワードとして、元気、活性等を入れてはどうか。	・まちづくり方針のキャッチコピーを「コンパクト+ネットワークで“誰もが安心して元気に住み続けられるまちを目指して”」とする。
	・計画の見直しのタイミングについて。	・定量的目標値の定期的な評価については、実質的には国勢調査の結果や、総合計画やマスタープランの見直しとセットになると考えられるため、関連計画に合わせて見直す旨を明記する。